

# 高齢者医療制度について

(前期高齢者医療制度及び患者負担等)

## (2) 前期高齢者医療制度

### (基本方針)

- ・ 前期高齢者については、国保又は被用者保険に加入することとするが、制度間の前期高齢者の偏在による医療費負担の不均衡を調整し、制度の安定性と公平性を確保する。その際、給付の在り方等についても検討する。
- ・ 高齢者については、現役世代との均衡を考慮した適切な保険料負担を求める(再掲)。

### (論点)

#### ア 医療費負担の不均衡の調整

- ・ 医療費負担の不均衡の調整については、国保と被用者保険の間は、共通の所得捕捉が困難である現状を考慮すれば、加入者数に応じた負担とせざるを得ないのではないか。

## 高齢者の年齢別医療保険制度加入者数 (平成19年度推計)

- 65歳以上75歳未満の者については、1割近くが被用者保険の本人として雇用されている。  
 ○他方、75歳以上の者で見ると被用者保険の本人として雇用されている者の割合は、2.1%に過ぎない。

(単位:万人)

	制度計				
		国保	被用者保険		
			被扶養者	本人	
75歳以上	1,200 (100.0%)	920 (77.9%)	260 (22.1%)	240 (20.0%)	25 (2.1%)
65～74歳	1,400 (100.0%)	1,100 (79.0%)	300 (21.0%)	170 (11.9%)	<u>130</u> <u>(9.1%)</u>
計	13,000 (100.0%)	5,100 (40.2%)	7,600 (59.8%)	3,800 (29.7%)	3,800 (30.1%)

(注1)65～74歳の者のうち、約100万人は老人保健制度の対象者(寝たきり)である。

(注2)平成14年12月「厚生労働省試案」に基づく推計値である。

## 高齢者の就業状態 (平成 16 年度)

- 労働力調査（総務省統計局）によれば、65歳以上75歳未満の者のうち27.6%が就業している。
- 他方、75歳以上の者で見ると就業している者は9.0%に過ぎない。

(単位：万人)

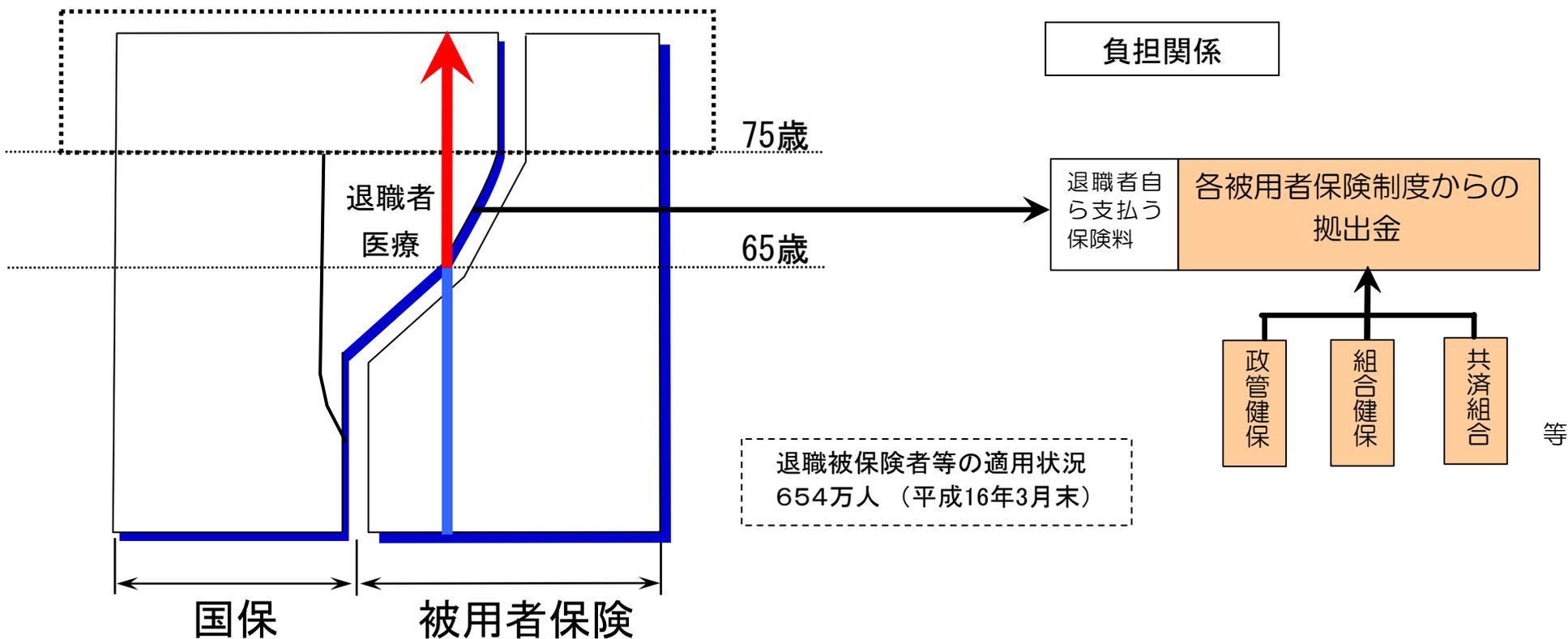
		65～74歳	75歳以上
人口		1,383	1,111
うち就業者		<u>382</u> (27.6%)	100 (9.0%)
	自営業主	139 (10.1%)	49 (4.4%)
	家族従業者	56 (4.0%)	21 (1.9%)
	雇用者	186 (13.4%)	30 (2.7%)

出典：「労働力調査」（総務省統計局）

# 退職者医療制度の仕組み

- 退職などによって企業を辞めた者は、国保に加入する。
- 被用者の期間が長期にわたる者（20年以上）の医療費については、自ら支払う保険料と各被用者保険制度からの拠出金により賄っている。
- この拠出金については、各被用者保険が財政力に応じて負担。（報酬総額で按分）

## 老人保健制度



## 被用者保険と市町村国保との間の異動状況の推移

近年の被用者保険と市町村国保との異動状況を見ると、異動数は増加傾向にあり、特に被用者保険から市町村国保への異動が急増している。平成14年度では被用者保険から市町村国保に約500万人、市町村国保から被用者保険に約310万人が異動するなど被用者保険加入者と市町村国保加入者との境目は流動的となっている。

(単位：万人)

年 度	平成4	9	10	11	12	13	14
被用者→市町村国保 ①	288 (100)	402 (139)	434 (150)	436 (151)	458 (159)	491 (170)	498 (173)
市町村国保→被用者 ②	295 (100)	288 (97)	274 (93)	275 (93)	304 (103)	306 (104)	305 (103)
①－②	▲7	114	160	162	154	185	192

( ) 内は平成4年度を100とした場合の指数  
出典：国民健康保険事業年報

## 年齢別の国保被保険者の増減の状況

- 過去の傾向を見ると、55歳以上の退職年齢に相当する層については、市町村国保への異動が一貫して徐々に増加している。
- 他方、20歳台から40歳台の年齢層については、以前は被用者保険等へ異動していたが、最近では市町村国保へ異動している。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
0歳～4歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5歳～9歳	△ 1.5	△ 0.6	0.0	0.6	1.4	2.0	2.2	2.6	3.1
10歳～14歳	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 0.0	0.6	1.2	1.6	2.0	2.6
15歳～19歳	△ 3.9	△ 2.7	△ 1.8	△ 1.0	△ 0.2	0.7	1.3	1.8	2.5
20歳～24歳	△ 8.8	△ 6.9	△ 5.4	△ 4.2	△ 2.8	△ 1.4	△ 0.0	0.9	2.3
25歳～29歳	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.2	0.6	1.5	2.2	2.5	3.0	4.0
30歳～34歳	△ 1.0	△ 0.1	0.5	1.1	1.9	2.5	2.8	3.1	3.7
35歳～39歳	△ 1.7	△ 0.7	△ 0.0	0.5	1.1	1.8	2.1	2.5	3.2
40歳～44歳	△ 2.1	△ 1.2	△ 0.4	0.2	0.9	1.6	2.0	2.4	3.1
45歳～49歳	△ 2.0	△ 1.2	△ 0.4	0.2	0.9	1.6	2.2	2.7	3.4
50歳～54歳	△ 1.5	△ 0.8	△ 0.0	0.7	1.4	2.2	2.9	3.5	4.5
55歳～59歳	2.1	2.6	3.2	3.9	4.9	5.9	6.9	7.6	8.4
60歳～64歳	13.3	14.5	15.9	17.4	19.6	21.6	22.9	24.0	25.1
65歳～69歳	8.0	9.4	11.3	13.1	14.9	16.5	17.8	18.9	20.0

(注)ある年齢層の者の5年前の国保加入割合との変化をみたもの(コーホート別)

(例:平成元年度15～19歳27.5%→平成6年度20～24歳18.7%(△8.8%)と変化)

出典:国民健康保険実態調査

## 前期高齢者の給付費及び75歳未満の制度別加入者数 (平成19年度推計)

○前期高齢者の給付費は約5.5兆円である。

○75歳未満の制度別加入者数を見ると、被用者保険全体64.0%、うち政管健保30.3%、健保組合25.7%、共済組合7.9%、市町村国保32.6%となっている。

		前期高齢者の給付費	75歳未満の加入者数 (構成割合)
被用者保険計		1.1兆円	7,300万人 (64.0%)
	政管健保	0.7兆円	3,500万人 (30.3%)
	健保組合	0.2兆円	2,900万人 (25.7%)
	共済組合	0.1兆円	900万人 (7.9%)
市町村国保		4.3兆円	3,700万人 (32.6%)
制度計		5.5兆円	11,500万人 (100.0%)

(注1)平成14年12月「厚生労働省試案」に基づく推計値である。

(注2)65-74歳のうち老人保健制度の対象者(寝たきり等)は除いている。

## イ 保険料負担

- ・ 受益と負担の公平の観点から、個人単位の保険料負担とすることについてどう考えるか。高齢者については、定型的な年金収入があること及び現役世代よりも高い受益（医療費）があることに着目して、個人単位で保険料負担を課すべきではないか。

# 被用者保険における被扶養者制度の概要

- 被用者保険加入者のうち、主として被保険者本人の収入により生計を維持する配偶者等は、被扶養者として保険料負担は課されない仕組みとなっている。
- 被扶養者の医療費については、被保険者本人が標準報酬に応じて負担している。

## 被扶養者制度について

### 1. 被扶養者制度の意義

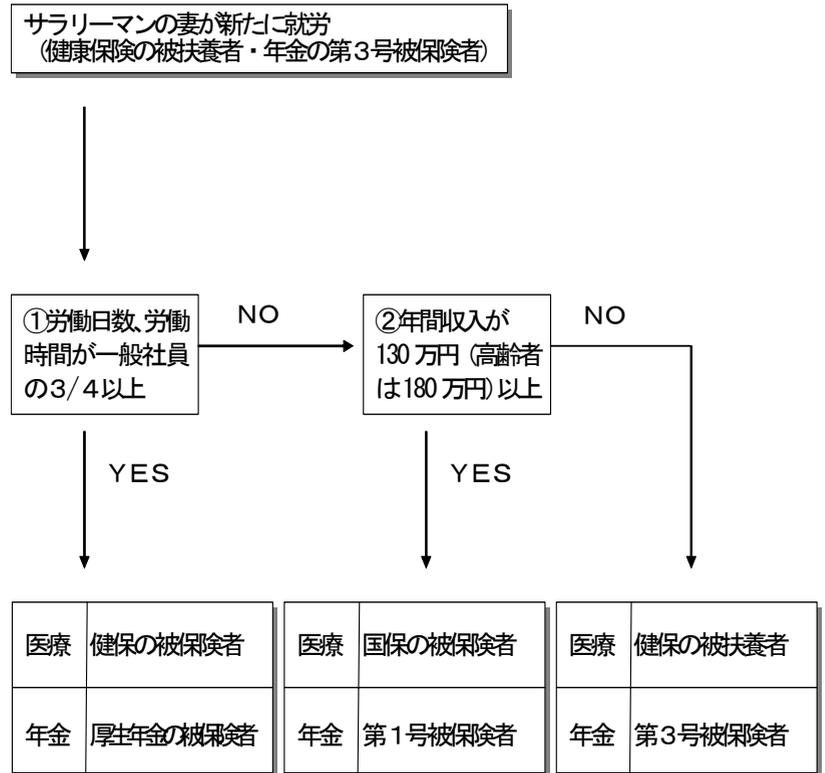
- 被保険者によって生計を維持されている被扶養者の疾病等は、被保険者に経済上の負担となることから、被保険者の生活の安定のために、被扶養者の事故についても保険給付を行うこととしている。
- 保険料を負担しない被扶養者に係る給付は、被保険者本人の負担によって賄われている。

### 2. 被扶養者の範囲

以下の範囲の者のうち、主としてその被保険者により生計を維持しているものを保険者が判定

- ①被保険者の直系尊属、配偶者（事実婚を含む）、子、孫及び弟妹
- ②被保険者の三親等内の親族で①に掲げる者以外の者であって、被保険者と同一の世帯に属しているもの
- ③被保険者の事実婚の配偶者の父母及び子であって、被保険者と同一の世帯に属している者 等

(例)

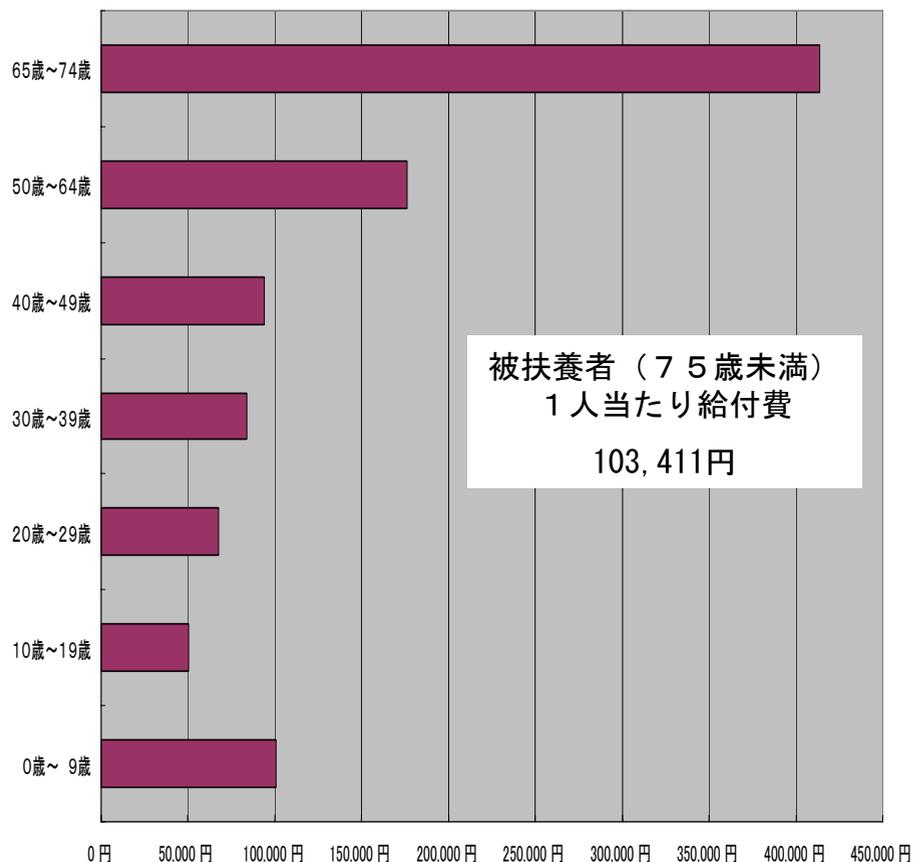


(注) 原則的な取扱いを示したものである。

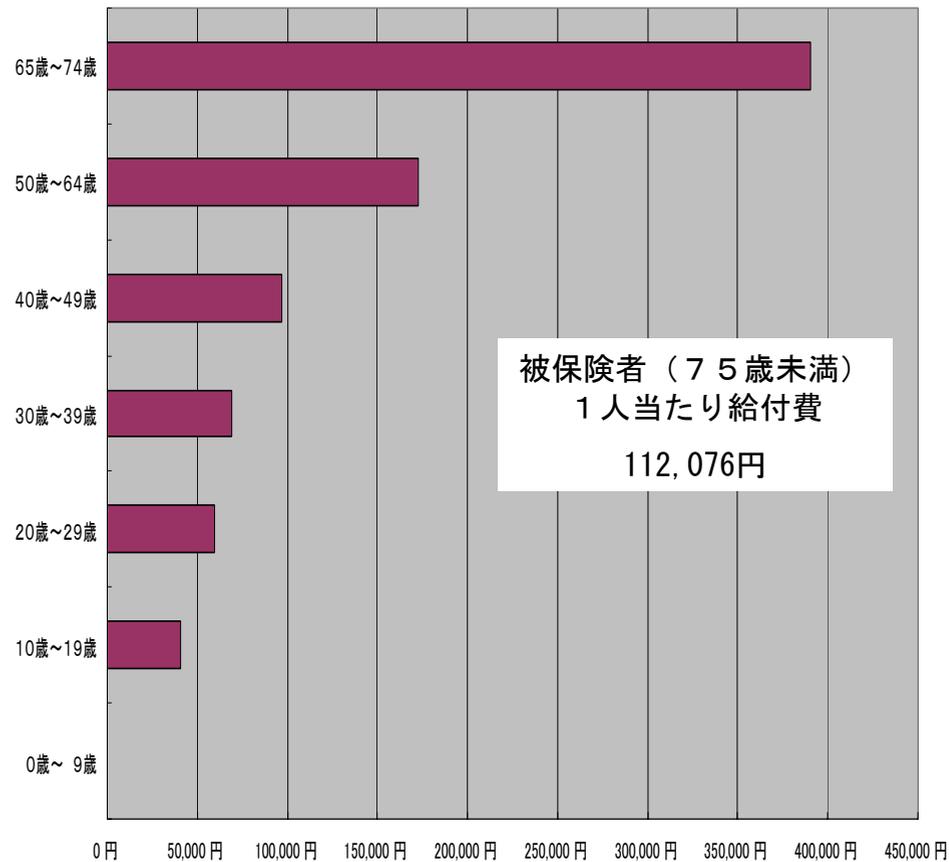
## 被用者保険における被扶養者・被保険者の 年齢階級別 1人当たり給付費（平成14年度）

- 被用者保険における被扶養者（75歳未満）の1人当たり給付費は、103,411円となっている。
- また、被保険者（75歳未満）の1人当たり給付費は、112,076円となっている。

（被扶養者）



（被保険者）



## 現行制度における被用者保険の被保険者 1 人当たり平均負担額 (平成 14 年度推計)

- 現行制度では、被扶養者の給付費を被保険者本人が標準報酬に応じて負担しているが、平均すると、被保険者 1 人当たり約 4.8 万円／年（事業主負担を除く。）を負担していると推計される。
- 被保険者自らの給付に係る負担と合算すると、被保険者 1 人当たり（事業主負担を除く。）約 10.4 万円／年（事業主負担を除く。）を負担していると推計される。

被保険者 1 人当たり 平均負担額	被保険者 1 人当たり平均負担額の内訳		被扶養者の 負担額
	うち被保険者分	うち被扶養者分	
10.4 万円	5.6 万円	4.8 万円	0 万円

※公費負担については考慮していない。

## 被扶養者の給付費の加入者 1 人当たり平均負担額 (平成 14 年度推計)

- 現在は、全年齢の被扶養者の給付費を全年齢の被保険者で支えている。
- 仮に、被扶養者の給付費を被扶養者自身を含めて支えることとした場合、
- ア 年齢階級ごとに、被扶養者の給付費をそれぞれの年齢層の加入者で負担することとすれば、被扶養者の給付費は年齢が上がるごとに増嵩しているため、65歳～74歳の層では、1人当たり約11.0万円（事業主負担を除く。）とかなりの負担額となる
- イ 他方、全年齢の被扶養者の給付費を全加入者（75歳未満の者）で支えることとすれば、1人当たり約2.5万円／年（事業主負担を除く。）を負担することになると推計される。

65歳～74歳	11.0万円
50歳～64歳	2.6万円
40歳～49歳	1.4万円
30歳～39歳	1.2万円
20歳～29歳	1.1万円
10歳～19歳	2.4万円
0歳～9歳	5.0万円

75歳未満の被扶養者の  
給付費

(32,220億円)

————— × 1 / 2

75歳未満の加入者数

(6,507万人)

=約2.5万円

(参考)

(平成14年度)

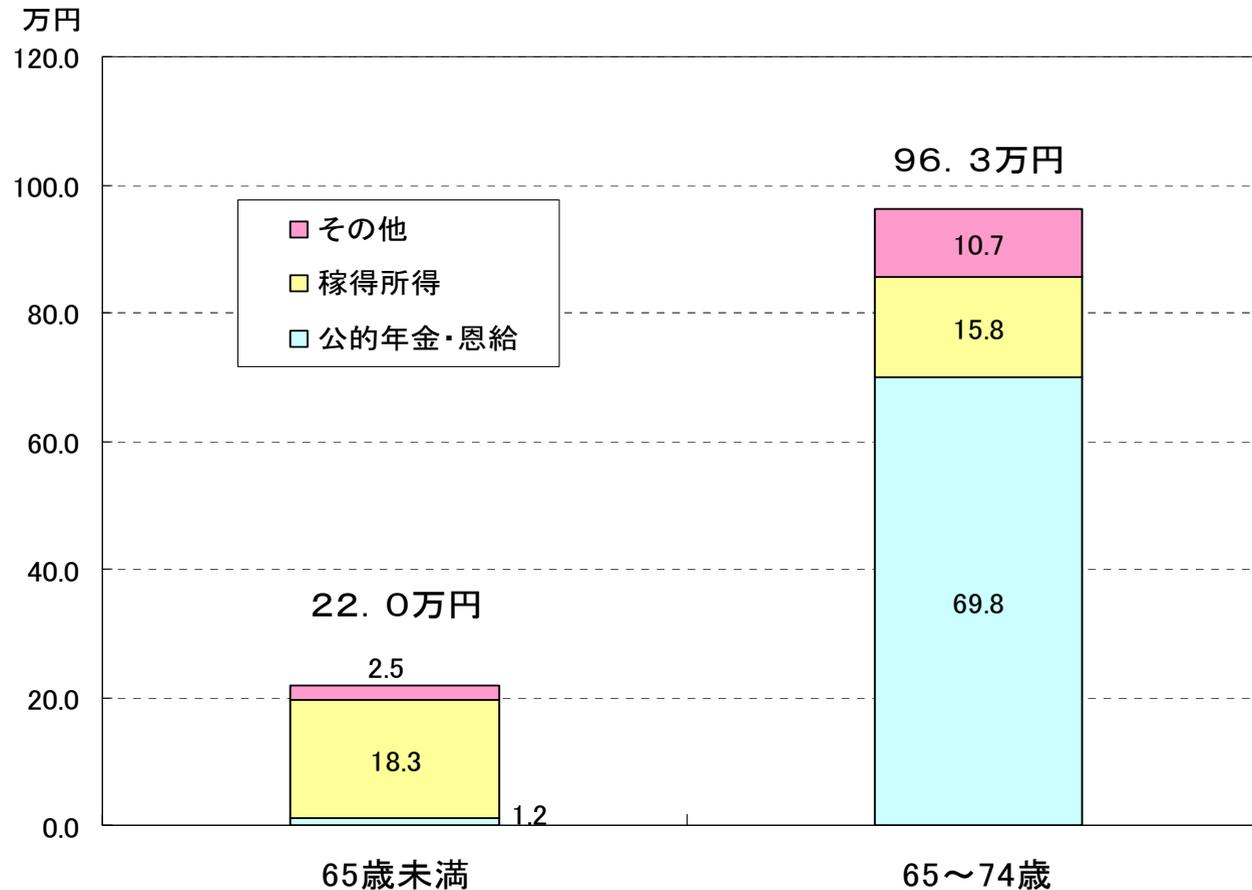
		政管健保（日雇特例被保険者を除く。）＋組合健保		
			被保険者	被扶養者
0歳～9歳	給付費 （加入者数） 《1人当たり》	7,826億円 （778万人） 《100,618円》	0億円 （0万人）	7,826億円 （778万人） 《100,618円》
10歳～19歳	給付費 （加入者数） 《1人当たり》	4,158億円 （835万人） 《49,822円》	118億円 （29万人） 《40,444円》	4,040億円 （805万人） 《50,162円》
20歳～29歳	給付費 （加入者数） 《1人当たり》	7,176億円 （1,156万人） 《62,089円》	4,668億円 （784万人） 《59,557円》	2,508億円 （372万人） 《67,424円》
30歳～39歳	給付費 （加入者数） 《1人当たり》	8,514億円 （1,160万人） 《73,382円》	5,637億円 （817万人） 《69,016円》	2,877億円 （343万人） 《83,766円》
40歳～49歳	給付費 （加入者数） 《1人当たり》	9,403億円 （981万人） 《95,874円》	6,668億円 （690万人） 《96,683円》	2,736億円 （291万人） 《93,958円》
50歳～64歳	給付費 （加入者数） 《1人当たり》	23,682億円 （1,363万人） 《173,797円》	16,635億円 （962万人） 《172,891円》	7,047億円 （400万人） 《175,974円》
65歳～74歳	給付費 （加入者数） 《1人当たり》	9,467億円 （235万人） 《402,847円》	4,281億円 （110万人） 《390,602円》	5,186億円 （125万人） 《413,550円》
75歳未満	給付費 （加入者数） 《1人当たり》	70,228億円 （6,507万人） 《107,927円》	38,007億円 （3,391万人） 《112,076円》	32,220億円 （3,116万人） 《103,411円》

(注1) 老人保健制度の対象者を含む。

(注2) 現金給付は含まれていない。

## 被扶養者の平均所得金額 (平成12年の所得)

被扶養者の平均所得金額を見ると、65歳以上75歳未満については、約70万円の公的年金・恩給があり、平均所得金額は約96万円となっている。



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成13年 国民生活基礎調査」(大規模調査年)の個票データにより、厚生労働省保険局調査課において集計

注：所得の定義は同調査における所得の種類を基に以下のように定義した。

稼得所得＝雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得

その他＝家賃・地代の所得＋利子・配当金＋公的年金・恩給以外の社会保障給付金＋仕送り＋個人年金＋その他の所得

## 国保制度における前期高齢者の保険料の負担状況 (平成 1 4 年度)

- 国保制度においては、軽減制度はあるものの所得のない者でも保険料を負担している。  
○前期高齢者について見ると、現在、1人当たり平均では年間7.5万円、所得のない者でも平均1人当たり年間2.5万円の保険料を負担している。

(年間)

	保険料負担額		
		応能負担額	応益負担額
	万円	万円	万円
1人当たり平均	7.5	4.8	2.7
所得のない者1人当たり平均	2.5	0.2	2.3

出典：保険局調査課推計

## 健康保険組合の介護保険料の設定方法

健康保険組合の介護保険料は標準報酬に定率で賦課するのが原則であるが、保険者の選択により、世帯内の第2号被保険者の数に応じて定額で設定することができることとされている。

## 【定率で賦課】

○健康保険の被保険者本人の標準報酬に応じて負担

$$\text{介護保険料額} = \text{標準報酬} \times \text{介護保険料率}$$

(モデル例)

- ①被保険者 A 標準報酬300,000円  
 $300,000円 \times 12.5/1000 = 3,750円$
- ②被保険者 B 標準報酬300,000円  
 $300,000円 \times 12.5/1000 = 3,750円$

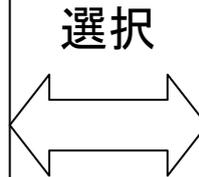
## 【定額の保険料額を賦課】

○世帯内の第2号被保険者の数に応じて負担

$$\text{特別介護保険料額} = \text{標準報酬に応じた定額の保険料額}$$

(モデル例)

- ①被保険者 A 標準報酬300,000円  
 $2,500円 \times 1 = 2,500円$
- ②被保険者 B 標準報酬300,000円、世帯内の第2号被保険者が2人の場合  
 $2,500円 \times 2 = 5,000円$

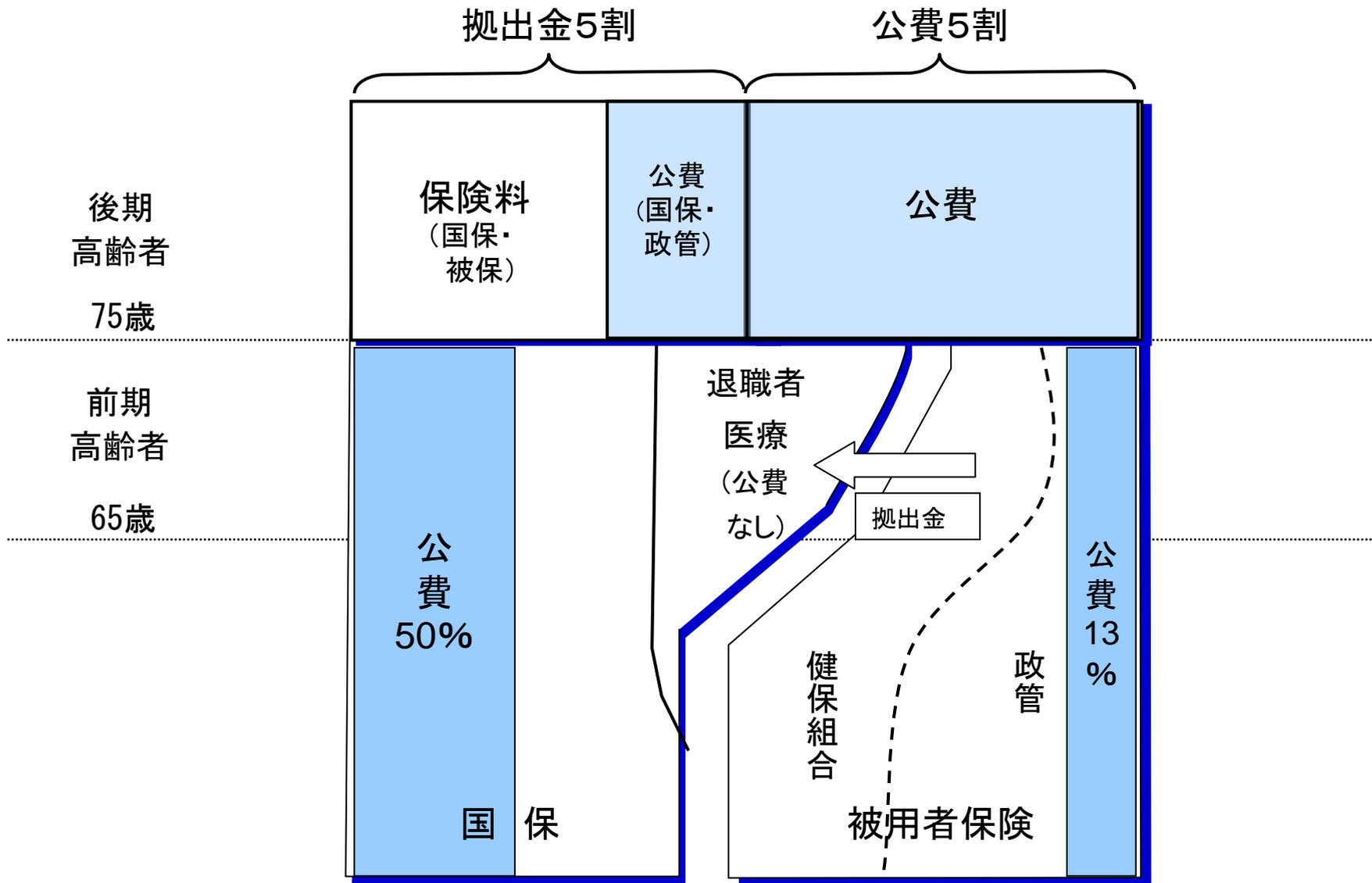


## ウ 公費負担

- ・ 基本方針及びその閣議決定時の経緯などを踏まえ、公費負担の在り方についてどのように考えるか。

# 現行制度における公費負担

○政管健保については給付費の13%、市町村国保については給付費の50%の公費負担がある。  
 ○また、老人保健拠出金についても、市町村国保の拠出分については50%、政管健保の拠出分については16.4%の公費負担がある。

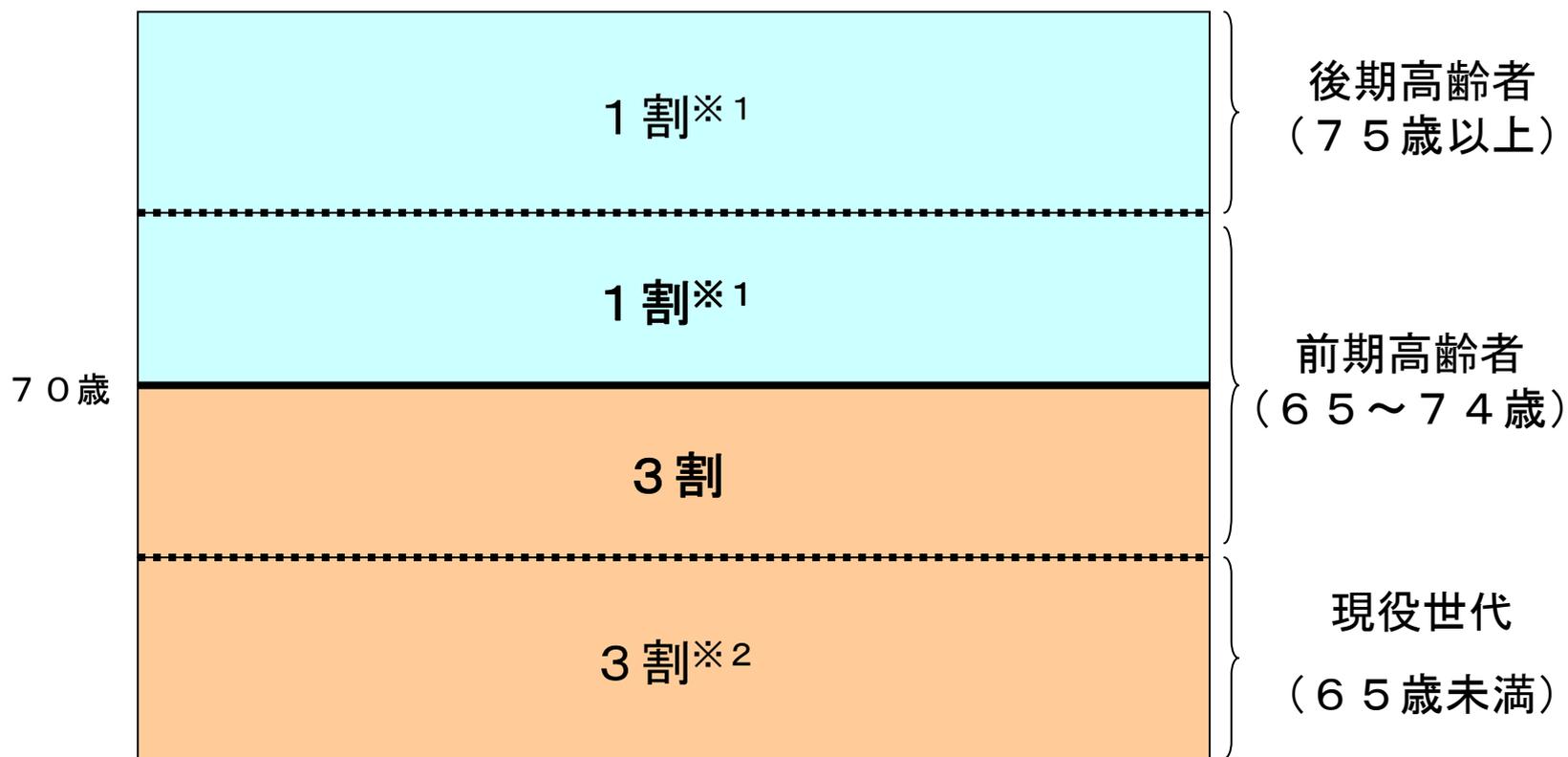


### (3) 高齢者の患者負担

- ・ 基本方針の閣議決定時の経緯、世代間の公平の観点、70歳を境として定率負担が異なることなどを踏まえ、高齢者の患者負担についてどのように考えるか。
- ・ 現役並みの所得がある者（一定以上所得者）は2割負担となっているが、現役世代との均衡を考慮し、どのように考えるか。
- ・ 高齢者の患者負担の在り方を検討する一環として、自己負担が高額となる場合の限度額の在り方、さらには基本方針として閣議決定されている「医療給付と介護給付の自己負担の合算額が著しく高額となる場合の負担の軽減を図る仕組み」を創設するため、著しく高額となる場合の具体的水準、自己負担額を合算するための事務処理の方法などについて検討する必要があるのではないか。

## 現行の高齢者の患者負担

- 患者負担は、70歳未満は原則3割、70歳以上は原則1割となっている。
- 前期高齢者（65歳～74歳）の患者負担は、65歳～69歳は3割、70歳～74歳は原則1割となっている。

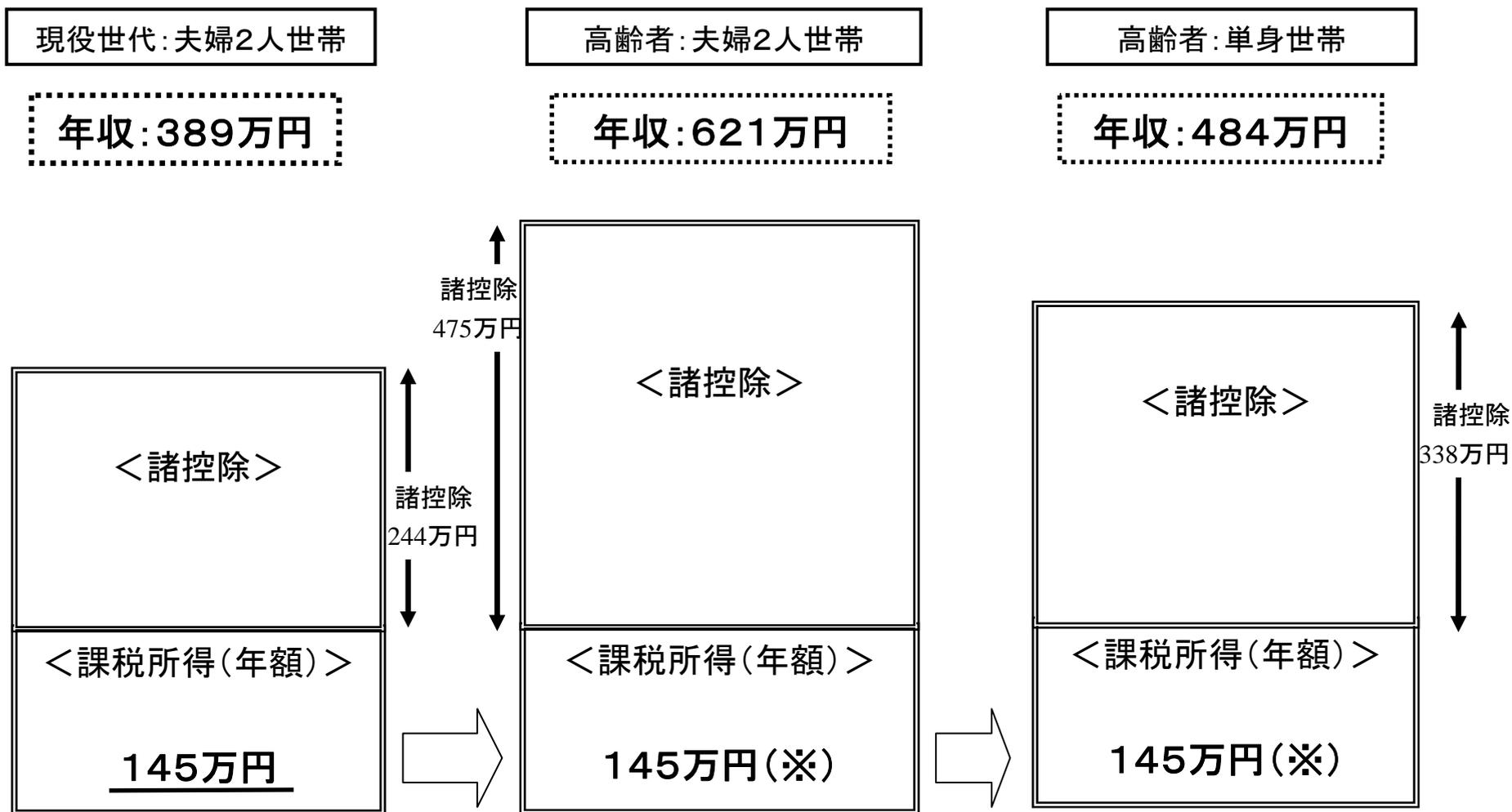


※1 一定以上所得者（現役並みの所得がある者）は2割

※2 3歳未満の者は2割

## 一定以上所得者（現役並みの所得がある者）

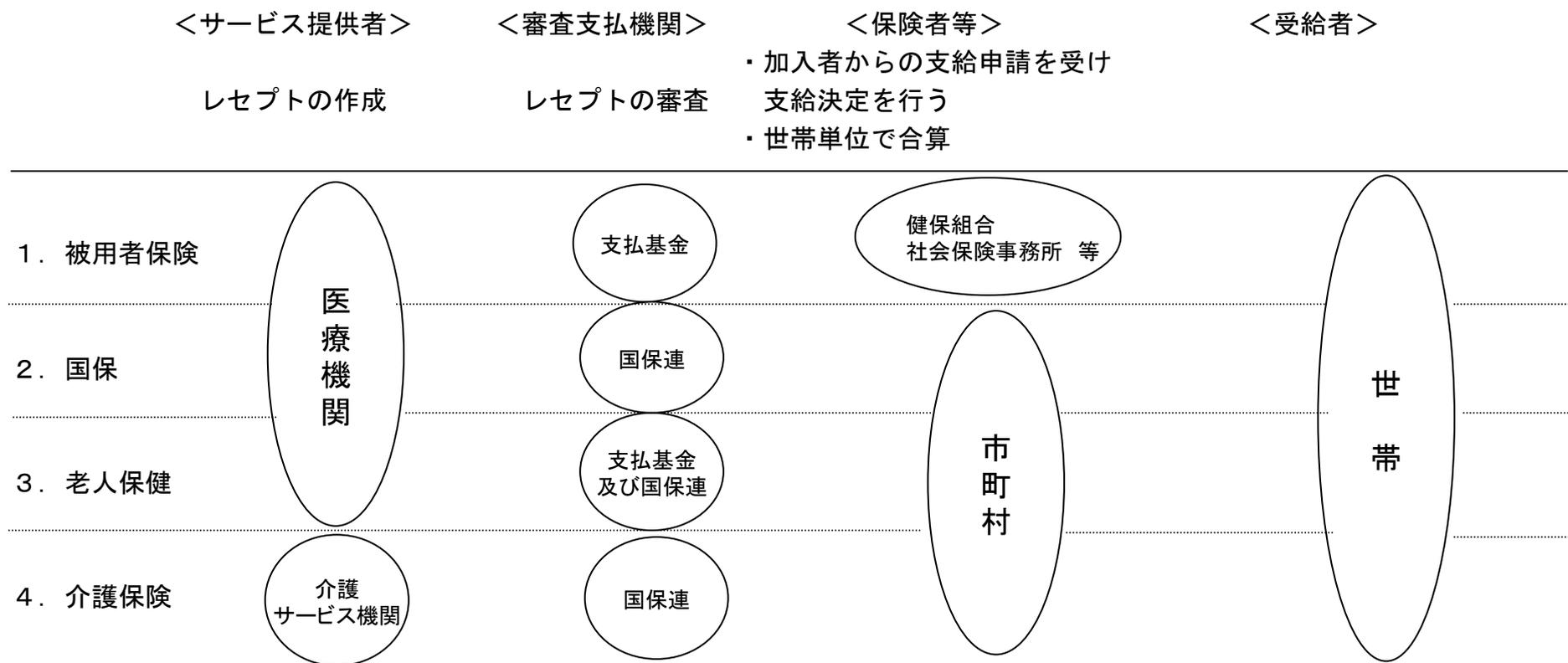
- 70歳以上の者のうち、一定以上所得者（現役並みの所得がある者）については、2割負担となっている。
- 一定以上所得者とは、現役世代の平均的な課税所得（政管健保被保険者の平均年収から税制上の諸控除を差し引いて算出）と同程度の課税所得を有する者のことである。





## 医療保険制度における高額療養費及び介護保険制度における高額サービス費の事務処理の状況

- 高額療養費の事務処理は、医療保険と介護保険とは異なり、また、医療保険の中でも被用者保険、国保、老人医療とは異なる。
- 具体的には、被用者保険については、健保組合や政管健保等が、国保、老人医療及び介護保険については、市町村が高額療養費等の事務処理を行っている。



#### (4) その他の論点

##### ア 国保及び被用者保険の保険者の参画

- ・ 高齢者医療制度の運営について、運営協議会の創設等により国保及び被用者保険の保険者が参画できる仕組みを設けるべきではないか。

##### イ 適正化のインセンティブ等

- ・ 保険者の適正化努力を促す仕組みが必要ではないか。
- ・ 若齢期から高齢期まで各々の年齢に応じた保健事業を推進する体制を具体的にどのように整備するか。

## 高医療費市町村対策について

国民健康保険の医療費には大きな地域差があり、制度の大きな不安定要因となっている。  
 この問題に対処するため、医療費が著しく高い市町村については、厚生労働大臣が指定して、国保事業の運営の「安定化計画」を作成させるとともに、著しく高い部分に係る公費負担について、国、都道府県、市町村が共同で負担している。

### ○ 費用負担方法

保険料 1/2	国 1/6	県 1/6	市 1/6	} 医療費給付費等が 著しく高くなった場合
保険料 1/2	国 43/100		県 7/100	

### ○ 指定市町村数(平成16年度)

都道府県名	指定市町村数
北海道	46
石川県	2
山梨県	1
三重県	1
大阪府	1
鳥取県	1
岡山県	1
広島県	5
山口県	1
徳島県	10
香川県	3
愛媛県	4
高知県	4
福岡県	23
佐賀県	8
長崎県	3
熊本県	5
大分県	8
鹿児島県	15
沖縄県	1
合計	143

### 4 負担額(平成17年度)

国:7億円 都道府県:7億円 市町村:7億円